

令和8年度 四万十町航空写真撮影再構築委託業務 質問回答

提案依頼業者 様

2026年9月4日(金)

No.	資料名	資料ページ	質問内容	回答
1	実施要領	P4	11. 選考方法の(2)・評価点の割合について、価格点500点の具体的な算定方法をご教示ください。あわせて、提案者間の価格比較に基づく相対評価か、提案限度価格等を基準とする絶対評価かについてもご教示ください。	価格点については、提案限度価格(予算額)を基準として、見積額に応じて反比例により自動算定する絶対評価としております。 したがって、提案者間の見積額を比較して順位付けする相対評価ではなく、各提案者の見積額と提案限度価格との関係に基づき、あらかじめ定めた評価方法により価格点を算定する方式となります。
2	実施要領	P7	「(2)指定様式について」は、どのように理解すればよろしいでしょうか、ご教授ください。	大変申し訳ありません。 実施要領 P.7「(2)指定様式について」に誤りがありました。 正しくは、ホームページに掲載されている様式となります。 (2)指定様式について ・上記1～3、5、8、9～10の指定様式については、ホームページへ掲載致します。
3	実施要領	P7	「(3)企画提案書作成について、作成要領は「別添 仕様書」の「別紙 企画提案等作成要領」を参照」と記載されていますが、「別紙 企画提案等作成要領」を提示いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、実施要領に記載の「別紙 企画提案書等作成要領」は、今回の業者選定では使用しないため、記載誤りとなります。 企画提案書については、実施要領及び仕様書の記載内容を確認のうえ、実施要領・仕様書のページ順に沿って、各項目に対する提案者の考え方、提案内容等を記載してください。
4	様式8	P1	情報関連資格を記入するようになっておりますが、測量関係資格も記入してもよろしいでしょうか。	情報関連資格に加え、本業務に関連する測量関係資格についても記載して差し支えありません。
5	令和8年度 四万十町航空写真撮影再構築 仕様書	P.1～2	航空写真及びデジタルオルソ画像の仕様について、地上解像度及び著作権の取扱いは、企画提案における評価対象となるのでしょうか。 仕様書では地上解像度を「2500分の1相当以上」とし、より高精度な画像データの整備や行政利用における有効性向上につながる提案については、企画提案内容として評価するとされています。 また、成果物の著作権について、四万十町が著作権を取得できる提案と、利用権のみを取得する提案では、評価に差が生じるのでしょうか。 提案者が評価の考え方を理解できるよう、地上解像度及び著作権の取扱いについて、評価上の考え方をご教示ください。	地上解像度については、仕様書に定める「2500分の1相当以上」を最低基準とし、これを上回る高精度な画像データ(例:1000分の1相当)については、行政利用における有効性等を踏まえ、企画提案内容として高く評価します。 また、著作権については、成果物の利用に必要な権利を確保できることを前提とし、四万十町が著作権を取得できる提案については、町が将来的に自由かつ継続的に利用・加工・二次利用等を行える点を考慮し、利用権のみを取得する提案よりも高く評価します。 なお、評価については、地上解像度及び著作権の取扱いのみで判断するのではなく、本業務全体における提案内容、行政利用における有効性、費用等を総合的に評価します。
6	仕様書	P1	3.業務範囲(3)について、以下の2点をご教授ください。 ①画像補正については、町域全体をGIS上で均一かつ視認しやすい画像とするために、色調補正を行う作業との認識でよろしいでしょうか。 ②GIS利用形式への変換については、各種GISで利用可能な汎用形式として、TIFFおよびJPEG＋位置情報ファイル(ワールドファイル)による成果構成との認識でよろしいでしょうか。	① 画像補正については、ご認識のとおり、町域全体において航空写真を統合型GIS上で均一かつ視認性の高い画像として利用できるよう、色調・明度等の補正を行うことを想定しています。 ただし、具体的な補正方法・程度については、航空写真撮影後の成果を確認するとともに、本年度実施予定の統合型GIS再構築において採用する統合型GISの仕様等を踏まえ、必要に応じて町及び統合型GIS再構築業者と協議の上、決定するものとします。 ② GIS利用形式への変換については、特定の形式(TIFF、JPEG＋ワールドファイル等)に限定するものではありません。 本年度実施予定の統合型GIS再構築において、既存システムとは異なるGISが採用される可能性があることから、撮影成果については、統合型GIS再構築業者と協議・調整を行い、採用する新統合型GISにおいて適切に利用できる形式及び仕様に変換・調整するものとします。 なお、具体的なデータ形式、座標系、タイル化・画像分割、位置情報の付与方法、画像補正等については、新統合型GISの仕様を踏まえ、四万十町及び統合型GIS再構築業者と協議の上、決定するものとします。